第140回 定時株主総会 招集ご通知

日 時　**2020年6月29日(月曜日)午前10時**
(受付開始 午前9時)

場 所　東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社　会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案　**第1号議案**　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役11名選任の件

<新型コロナウイルス感染拡大防止について>

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事からの外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただく予定です。
株主の皆様におかれましては、感染リスク低減のため、極力、郵便、またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申しあげます。
当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大への対応につきましては、状況に応じて下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
https://www.tte-net.com

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配付はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

高砂熱学工業
Takasago Thermal Engineering
証券コード 1969

招集ご通知 ▶P2
株主総会参考書類 ▶P5
事業報告 ▶P19
連結計算書類 ▶P44
計算書類 ▶P46
監査報告書 ▶P48



株主の皆様へ

第140回定時株主総会を6月29日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第140期の事業の概要につき、ご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2020年6月

代表取締役社長COO 社長執行役員　**小島和人**

目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案　剰余金の処分の件	5
第2号議案　取締役11名選任の件	6
（添付書類）	
事業報告	19
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

社 是

人の和と創意で社会に貢献

経営理念

1

最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する

2

全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した
特色ある技術を開発する

3

人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する

株主各位

証券コード 1969
2020年6月12日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社
代表取締役社長COO 社長執行役員 小島 和人

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時　**2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始　午前9時）**

2. 場　　所　東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社　会議室
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）

なお、本年は、緊急事態宣言ならびに東京都の緊急事態措置が発令されましたことに鑑み、会場の安定的な利用等を重視し、当社会議室での開催としております。

3. 目的事項

報告事項　第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　**第1号議案　剰余金の処分の件**
第2号議案　取締役11名選任の件

以上

お知らせ

本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳（一部）は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tte-net.com）でもご覧いただけます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類および計算書類の一部であります。

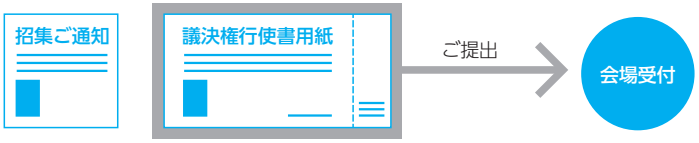
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

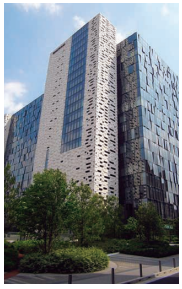
議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 2020年 **6月29日**（月曜日） 午前10時（受付開始　午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。





[株主総会会場]
新宿イーストサイドスクエア（外観）

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 2020年 **6月26日**（金曜日） 午後5時30分

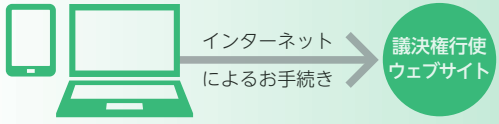
郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は　ページをご覧ください。



- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

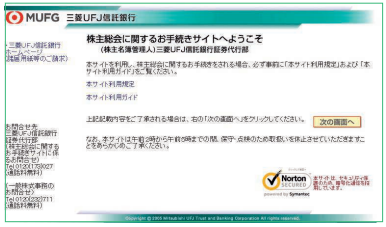
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、
当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

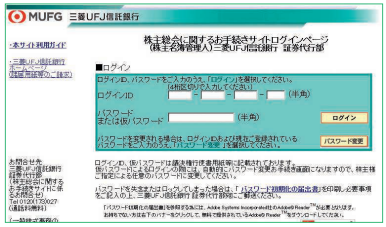


議決権行使ウェブサイトURL

https://evote.tr.mufg.jp/

1 「次の画面へ」をクリック

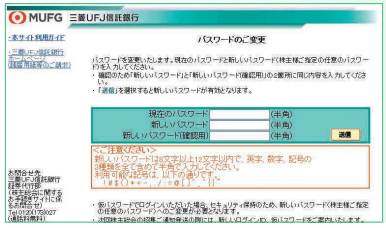
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する



4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

5 「送信」をクリック

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QR コード」でのログインが出来ない場合があります。

QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。
議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載のログインIDおよび仮パスワードの入力が必要です。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
・インターネット接続にファイヤーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績が計画値を上回ったこと等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、１株につき、中間配当２６円と合わせまして、年間配当は５６円となります。

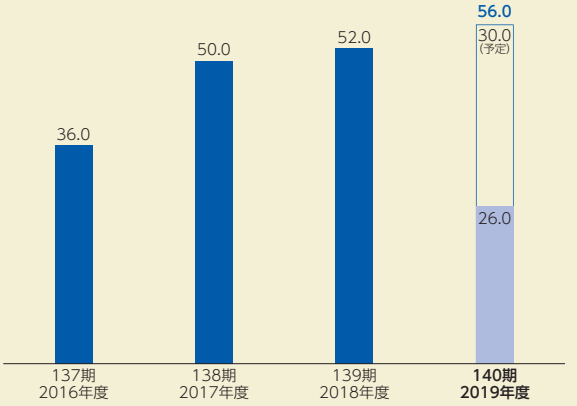
期末配当に関する事項

1　配当財産の種類
金　銭

2　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき　金30円
総額　2,106,923,910円

3　剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月30日

（ご参考）**1株当たり年間配当金**（単位：円）



第2号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。
その候補者は次のとおりであります。
なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また現時点において最適な取締役会の構成および規模となること等を総合的に勘案し、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」といいます。）の審議を経て、取締役会において決定しております。

候補番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	大内（おおうち）　厚（あつし）	代表取締役会長CEO	13/13回 (100.0 %)
2	再任	小島（こじま）　和人（かずひと）	代表取締役社長COO　社長執行役員	10/10回 (100.0 %)
3	再任	高原（たかはら）　長一（ちょういち）	取締役副社長　副社長執行役員	13/13回 (100.0 %)
4	再任	原（はら）　芳幸（よしゆき）	取締役CFO 専務執行役員	13/13回 (100.0 %)
5	再任	山分（やまわけ）　弘史（ひろし）	取締役 常務執行役員	13/13回 (100.0 %)
6	再任	神谷（かみや）　忠史（ただし）	取締役 常務執行役員	10/10回 (100.0 %)
7	再任	横手（よこて）　敏一（としかず）	取締役 常務執行役員	10/10回 (100.0 %)
8	再任 社外 独立	松永（まつなが）　和夫（かずお）	社外取締役	11/13回 (84.6 %)
9	再任 社外 独立	薮中（やぶなか）　三十二（みとじ）	社外取締役	12/13回 (92.3 %)
10	再任 社外 独立	藤村（ふじむら）　潔（きよし）	社外取締役	13/13回 (100.0 %)
11	再任 社外 独立	関（せき）　葉子（ようこ）	社外取締役	9/10回 (90.0 %)

（注）1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。
2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 小島和人氏、神谷忠史氏、横手敏一氏、および関葉子氏は、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
1	 大内（おおうち） 厚（あつし） (1949年7月29日生) 所有する当社株式 157,769株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 54,334株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 12年 取締役会出席状況 13／13回（100%） 再任	1975年 4月 当社入社 2006年 4月 当社執行役員 2008年 4月 当社常務執行役員 大阪支店長 2008年 6月 当社取締役 常務執行役員 2010年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2015年 1月 当社代表取締役社長 社長執行役員 エンジニアリング事業本部担当 2015年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2016年 4月 当社代表取締役会長 社長執行役員 2020年 4月 当社代表取締役会長CEO 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

大内厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長兼社長を歴任し、当社グループの経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮し、経営を担っております。会長ＣＥＯとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
2	 小島 和人（こじま かずひと） (1961年9月6日生) 所有する当社株式 11,090株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 5,175株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 1年 取締役会出席状況 10／10回（100%） 再任	1984年 4月 当社入社 2015年 4月 当社理事 東日本事業本部横浜支店長 2017年 4月 当社執行役員 2018年 4月 当社大阪支店長 2019年 4月 当社経営戦略本部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員 2020年 4月 当社代表取締役社長COO 社長執行役員 働き方改革担当 兼 経営企画本部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

小島和人氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ＥＳＧ・ＳＤＧｓを意識した経営企画業務を通じて執行責任を果たしてきました。社長ＣＯＯとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
3	 高原 長一（たかはら ちょういち） (1954年3月13日生) 所有する当社株式 58,024株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 24,024株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 7年 取締役会出席状況 13／13回（100%） 再任	1972年 4月 当社入社 2010年 4月 当社執行役員 関東支店長 2011年 4月 当社東日本事業本部副事業本部長 兼 東日本事業本部購買本部長 2013年 6月 当社取締役 執行役員 2014年 4月 当社取締役 常務執行役員 2015年 4月 当社東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長 2016年 4月 当社国内事業統括 兼 東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長 2017年 4月 当社代表取締役 専務執行役員 国内事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 2018年 4月 当社国内関係会社担当 兼 開発事業推進部担当 2019年 4月 当社事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 事業開発部担当 兼 不動産開発部担当 兼 海外関係会社担当 2020年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐 兼 海外関係会社担当 兼 営業本部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

高原長一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。副社長として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
4	 原（はら）　芳幸（よしゆき） (1957年8月12日生) 所有する当社株式 32,117株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 12,484株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 5年 取締役会出席状況 13／13回（100%） 再任	1981年 4月 日本生命保険相互会社入社 2012年 4月 当社入社 2013年 4月 当社理事 経営企画本部副本部長 2014年 4月 当社執行役員 2015年 4月 当社執行役員 経営管理本部副本部長 2015年 6月 当社取締役 執行役員 経営管理本部副本部長 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 2017年 4月 当社コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当 2019年 4月 当社経営戦略本部管掌 兼 コーポレート本部管掌 兼 国内関係会社担当 2019年 7月 財務戦略担当 2020年 4月 当社取締役CFO 専務執行役員 不動産事業開発部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

原芳幸氏は、金融機関での勤務を通じ、財務・金融等における高い識見を有しております。また、当社グループのコーポレート・ガバナンスならびに経営基盤の強化に向けて、経理・財務、企画関連業務の執行責任を果たしてきました。ＣＦＯとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
5	 山分弘史（やまわけひろし） (1957年4月16日生) 所有する当社株式 32,155株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 11,484株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 5年 取締役会出席状況 13／13回（100%） 再任	1982年 4月 当社入社 2010年 4月 当社産業空調事業本部副事業本部長 2011年 4月 当社理事 エンジニアリング事業本部産業設備事業部長 2015年 4月 当社執行役員 エンジニアリング事業本部エンジニアリング事業部長 2015年 6月 当社取締役 執行役員 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 現在に至る 当社技術本部長 兼 品質・環境・安全担当 2017年 4月 当社事業革新本部長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 2018年 4月 当社環境ソリューション事業推進部担当 2019年 4月 当社事業創生推進部担当 2020年 4月 当社技術担当 兼 研究開発本部管掌 兼 環境事業開発部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

山分弘史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの建築設備の技術的成長に寄与する新技術の開発ならびに新たな収益基盤の創出に向けて執行責任を果たしてきました。研究開発を含む技術担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
6	 神谷忠史（かみや ただし） (1963年10月19日生) 所有する当社株式 8,853株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 4,319株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 1年 取締役会出席状況 10／10回（100%） 再任	1986年 4月 当社入社 2016年 4月 当社理事 エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長 2018年 4月 当社執行役員 2019年 4月 当社事業統括本部副本部長 兼 働き方改革担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員 2020年 4月 当社取締役 常務執行役員 品質・環境・安全担当 兼 国内関係会社担当 兼 事業統括本部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

神谷忠史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、空調設備事業の事業統括および生産性の向上を通じて執行責任を果たしてきました。コアビジネスの事業統括を含む品質・環境・安全担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
7	 横手 敏一（よこて としかず） (1961年3月29日生) 所有する当社株式 18,442株 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 4,319株) 取締役在任期間 (本総会終結時) 1年 取締役会出席状況 10／10回（100%） 再任	1985年 4月 当社入社 2017年 4月 当社理事 広島支店長 2018年 4月 当社執行役員 2019年 4月 当社コーポレート本部長 兼 コンプライアンス担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員 2020年 4月 当社取締役 常務執行役員 コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 業務刷新本部管掌 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

横手敏一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、人事・総務・経理財務・法務関連業務の担当役員として経営基盤の強化を通じて執行責任を果たしてきました。経営管理全般を含むコンプライアンス担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
8	 まつ　なが　かず　お **松永和夫** (1952年2月28日生) 所有する当社株式 0株 社外取締役在任期間 (本総会終結時) 7年 取締役会出席状況 11／13回（84.6%） 再任　社外　独立	1974年　4月　通商産業省（現 経済産業省）入省 2004年　6月　原子力安全・保安院長 2005年　9月　大臣官房総括審議官 2006年　7月　大臣官房長 2008年　7月　経済産業政策局長 2010年　7月　経済産業事務次官 2011年　8月　経済産業省顧問 2013年　6月　当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ソニー株式会社社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長

【社外取締役候補者とした理由】

松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
9	 藪中 三十二 (やぶなか みとじ) (1948年1月23日生) 所有する当社株式 0株 社外取締役在任期間 (本総会終結時) 6年 取締役会出席状況 12／13回（92.3%） 再任 社外 独立	1969年 4月 外務省入省 2002年12月 アジア大洋州局長 2005年 1月 外務審議官（経済） 2007年 1月 外務審議官（政務） 2008年 1月 外務事務次官 2010年 8月 外務省顧問 2014年 6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 三菱電機株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
10	 藤村 潔（ふじむら きよし） (1949年11月3日生) 所有する当社株式 0株 社外取締役在任期間 (本総会終結時) 2年 取締役会出席状況 13／13回（100%） 再任　社外　独立	1972年　4月　三菱商事株式会社入社 2002年　2月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社取締役社長 2003年　6月　三菱商事株式会社監査役（常勤） 2007年　6月　同社執行役員、コーポレート担当役員（CIO） 2008年　4月　同社常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO） 2009年　4月　同社取締役常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO） 2010年　4月　同社取締役常務執行役員監査、内部統制担当役員 2012年　6月　同社退任 2018年　6月　当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 該当なし

【社外取締役候補者とした理由】

藤村潔氏は、総合商社の取締役およびＣＩＯとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、三菱商事株式会社の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
11	 関（せき）　葉子（よう こ） (1970年8月30日生) 所有する当社株式 0株 社外取締役在任期間 (本総会終結時) 1年 取締役会出席状況 9／10回（90%） 再任　社外　独立	2002年10月　弁護士登録 2002年11月　公認会計士登録 2006年12月　銀座プライム法律事務所 入所（現任） 2014年　4月　国士館大学 教授（現任） 2019年　6月　当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 大樹生命保険株式会社社外監査役 イオンリート投資法人監督役員

【社外取締役候補者とした理由】

関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
(1)当社を主要な取引先[注]とする者またはその業務執行者でないこと
[注]当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
(2)当社の主要な取引先[注]またはその業務執行者でないこと
[注]当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。

⑶当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[注]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
[注]多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
⑷最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
①⑴⑵または⑶に掲げる者
②当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
③当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
④当社の兄弟会社の業務執行者
⑸次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[注]でない者を除く。）の近親者[注]でないこと
①⑴から⑷に掲げる者
②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
③当社の子会社の業務執行者
④当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
⑤当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
⑦当社の兄弟会社の業務執行者
⑧最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
[注]「重要な」者とは、⑴または⑵の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、⑶の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

4. 当社は松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏の選任議案が承認された場合、松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
6. 薮中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2016年1月、同社は、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反に関して欧州一般裁判所から課徴金の納付を命じられました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。また、薮中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2016年2月、同社は、自動車用スターターの一部入札に関して韓国独占禁止法に違反する行為があったとして韓国公正取引委員会から是正措置および課徴金支払命令を受けました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。また、薮中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2017年4月、同社は、自動車用オルタネーターおよび点火コイルの取引に関してカナダ競争法に違反する行為があったとして同国オンタリオ州裁判所から課徴金支払命令を受けました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
7. 藤村潔氏がTDK㈱の社外監査役在任期間中であった2016年7月、同社は、HDD用サスペンション事業に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく立入検査を受け、2018年2月に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令および課徴金の納付を命じられました。同氏は、法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
8. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数および内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式数を含めて表示しております。
〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕
当社は、2018年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。候補者に対する本制度に基づく交付予定株式の数には、2020年6月1日に付与する予定のポイントに相当する当社株式の数に加えて、本制度において、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始に伴い権利放棄された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式数に応じて2018年10月１日に付与されたポイントに相当する当社株式の数も含めて記載しております。取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の30%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が給付される予定であります。

以上

（添付書類）
第140期 事業報告（2019年4月 1日から 2020年3月31日まで）

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益および雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、本年度終盤における新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気は急速かつ大幅に下押しされ厳しい状況となりました。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、大都市圏を中心とした大型再開発案件の進展に加え、製造業・非製造業ともに生産能力増強に向けた投資が継続するなど、建設需要は総じて底堅い状況を維持する一方、資機材・労務費は上昇し、施工従事者不足が顕著となるなど、事業運営には慎重な取組姿勢と生産性向上が求められる状況で推移いたしました。

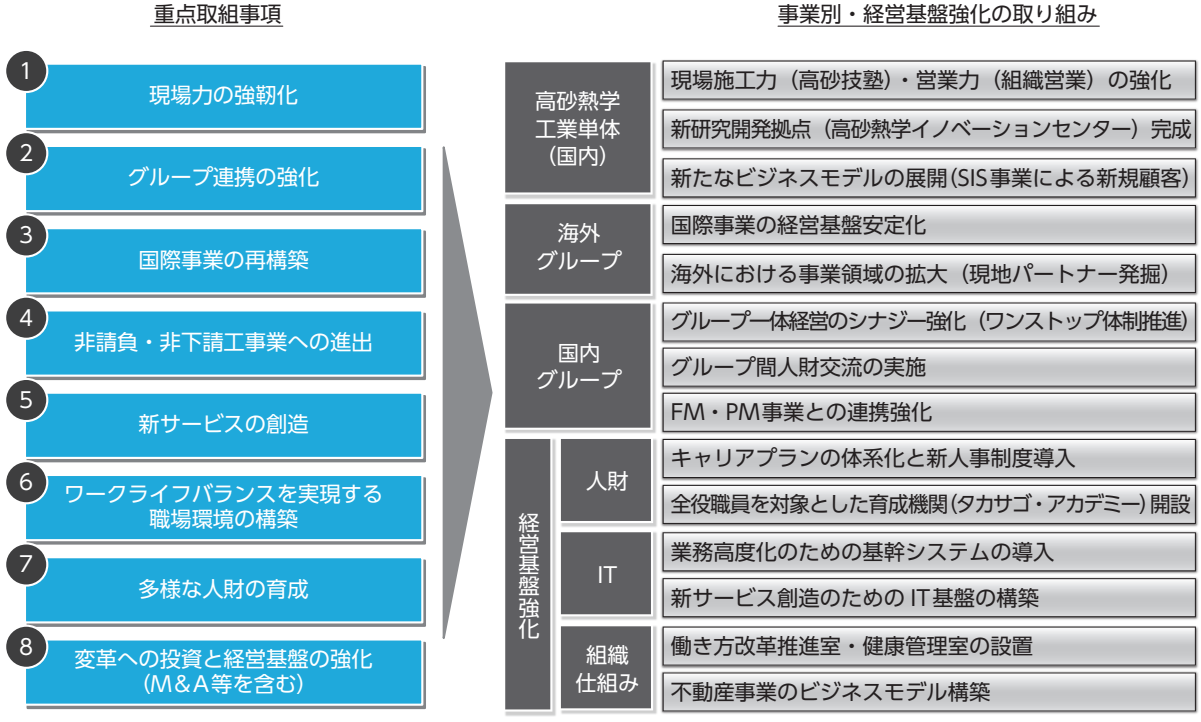
このような経営環境のもと、当社は2017年度より開始した３か年グループ中期経営計画“iNnovate on 2019 just move on!”の最終年度において、「空調工事を核とした総合設備工事業への飛躍」に向けた体制構築を進めるとともに「新たな事業創出に向けた活動」と「更なる成長に向けた投資」を継続実施してまいりました。

中期経営計画 “iNnovate on 2019 just move on!” について

中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」重点取組事項の3年間の成果



中期経営計画『“iNnovate on 2019 just move on”』の取り組み成果



これらの結果、中期経営計画達成のための戦略につきましては、一定程度の成果を得ることができました。

また、中期経営計画最終年度となる当連結会計年度の業績は、事業環境の好転や収益力向上への取り組み等が奏功し、経常利益は、2018年5月に上方修正した目標額185億円を達成いたしました。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結業績ハイライト

■ 受注高
2,978億83百万円　前年度比 △10.8%

■ 営業利益
179億00百万円　前年度比 4.0%増

■ 売上高
3,208億93百万円　前年度比 0.3%増

■ 経常利益
192億86百万円　前年度比 5.0%増

■ 繰越高
2,212億61百万円　前年度末比 △9.4%

■ 親会社株主に帰属する当期純利益
132億31百万円　前年度比 4.9%増

(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前連結会計年度末繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	当連結会計年度末繰越高
設備工事事業	243,344	**290,600**	**314,151**	**219,793**
設備機器の製造･販売事業	927	**7,129**	**6,588**	**1,468**
その他	—	**153**	**153**	—
合計	244,271	**297,883**	**320,893**	**221,261**
(うち国際（海外))	(28,362)	**(47,460)**	**(47,749)**	**(28,073)**
(うち保守・メンテナンス)	(2,184)	**(24,638)**	**(25,056)**	**(1,766)**

(注) 1. 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。
2. 国際事業の売上高は、前連結会計年度を0.8%上回る477億49百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を6.0%上回る250億56百万円となりました。

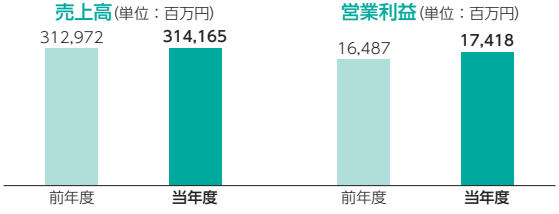
⑵ 事業種類別の業績

各事業の状況は、次のとおりとなりました。

なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

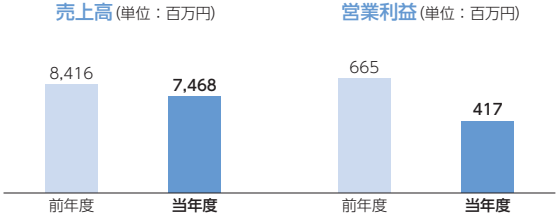
（設備工事事業）

売上高は前連結会計年度を0.4%上回る3,141億65百万円となり、営業利益は前連結会計年度を5.7%上回る174億18百万円となりました。



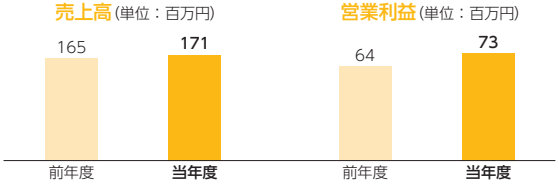
（設備機器の製造・販売事業）

売上高は前連結会計年度を11.3%下回る74億68百万円となり、営業利益は前連結会計年度を37.3%下回る4億17百万円となりました。



（その他）

売上高は前連結会計年度を3.5%上回る1億71百万円となり、営業利益は前連結会計年度を14.7%上回る73百万円となりました。



2. 資金調達の状況

当連結会計年度中において、新研究開発拠点（高砂熱学イノベーションセンター）の建設・設備投資資金として、当社は2019年7月に無担保社債（高砂熱学グリーンボンド）50億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額（使用権資産を含まない。）は126億69百万円であり、その主なものは当社（事業の種類「設備工事事業」）における新研究開発拠点（高砂熱学イノベーションセンター）建設のための投資および賃貸用不動産の取得であります。

4. 重要な組織再編等

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

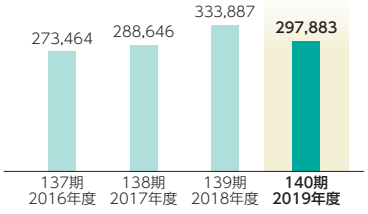
区　分	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度 (当連結会計年度)
受注高	273,464	288,646	333,887	**297,883**
売上高	260,204	289,933	319,834	**320,893**
営業利益	12,383	16,362	17,219	**17,900**
経常利益	13,427	17,461	18,359	**19,286**
親会社株主に帰属する当期純利益	8,665	11,804	12,609	**13,231**
1株当たり当期純利益 (円)	117.83	160.41	173.29	**186.49**
総資産	233,426	264,062	279,743	**265,649**
純資産	111,574	124,484	126,208	**125,861**

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2018年度の期首より適用しており、2017年度以前に係る企業集団の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

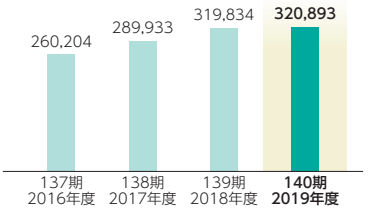
2. 当社においては、請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

3. 2018年度中に「役員報酬ＢＩＰ信託」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、１株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

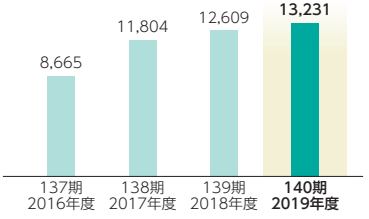
受注高 (単位：百万円)



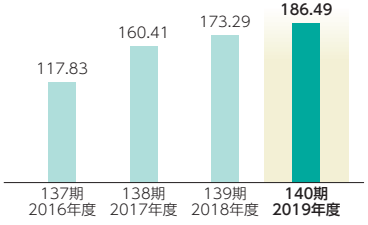
売上高 (単位：百万円)



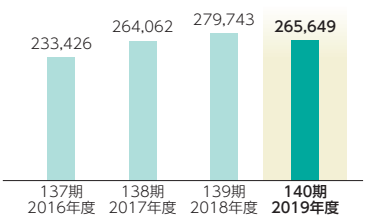
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



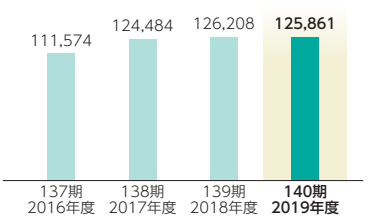
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



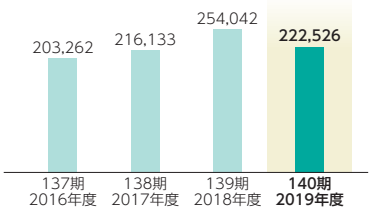
⑵ 当社の財産および損益の状況

（単位：百万円）

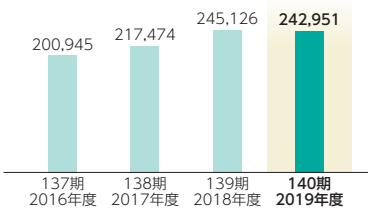
区　分	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度（当事業年度）
受注高	203,262	216,133	254,042	222,526
売上高	200,945	217,474	245,126	242,951
営業利益	11,527	13,570	14,225	14,878
経常利益	12,703	15,023	15,850	17,169
当期純利益	8,606	10,306	11,366	12,278
1株当たり当期純利益（円）	116.60	139.53	155.64	172.42
総資産	204,216	227,959	240,694	228,283
純資産	99,565	108,806	109,375	110,140

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2018年度の期首より適用しており、2017年度以前に係る当社の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。
3. 2018年度中に「役員報酬ＢＩＰ信託」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、１株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

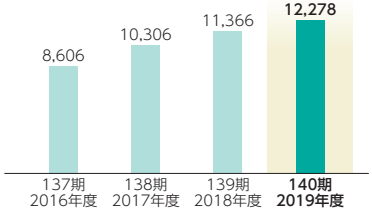
受注高（単位：百万円）



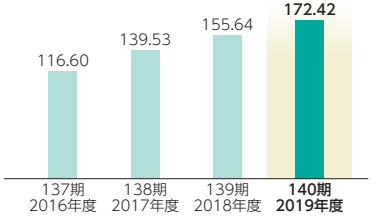
売上高（単位：百万円）



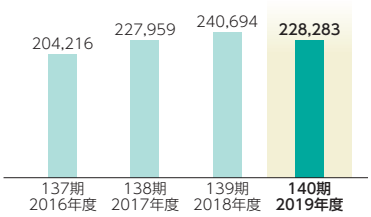
当期純利益（単位：百万円）



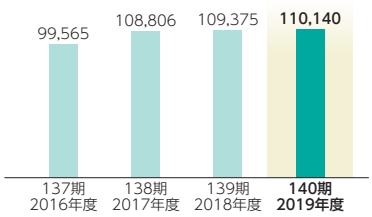
1株当たり当期純利益（単位：円）



総資産（単位：百万円）



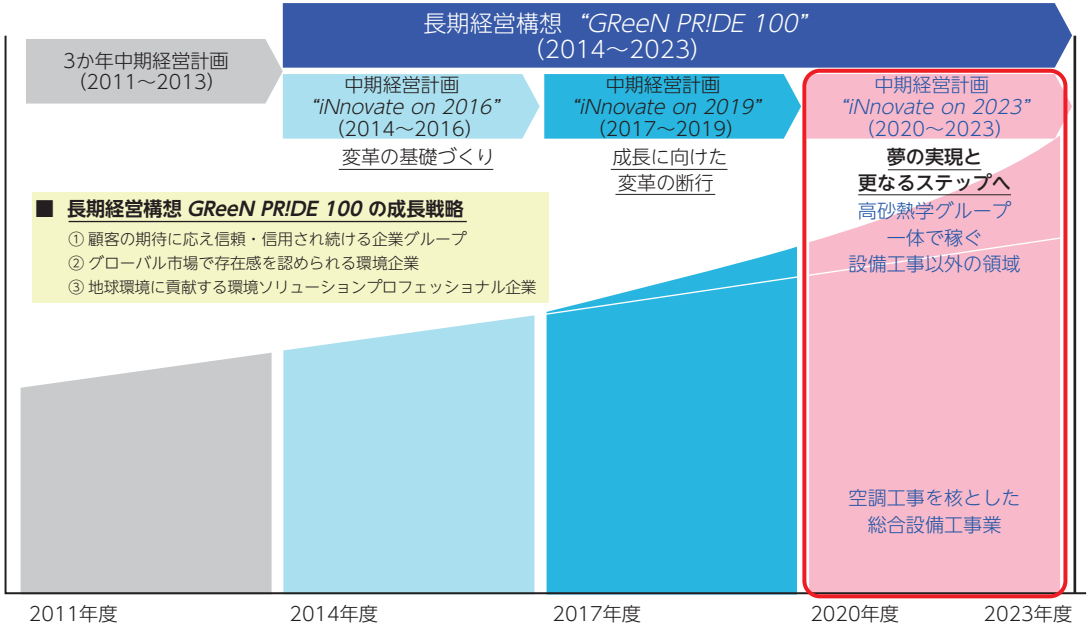
純資産（単位：百万円）



6. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が世界経済に深刻な打撃をもたらすなど、国内外の経済および景気動向は一転して不透明感を強めており、今後も予断を許さない状況が続くものと認識しております。こうした環境下において、当社グループにおきましても、様々なリスクに対処しながら、1年の延期が決定した東京オリンピック・パラリンピックの関連需要およびその開催後を見据え、総合設備工事事業の拡充に取り組むとともに、国際事業や環境ソリューション事業など中長期的な視点からの経営資源投入が重要課題となっております。

当社では1923年の創業以来、「人の和と創意で社会に貢献」を社是に、空調設備を中心とする技術力やノウハウ、実績を蓄積し、空間創りのパイオニアとして、最高の品質提供と創意工夫による技術開発、そして、それを可能とする"人財"の育成に取り組んできました。2023年の創立100周年を目指し、2014年2月にグループを挙げた長期経営構想“GReeN PR!DE 100”を発表しましたが、この実現に向けて、新たに『総合設備工事業への確実な進化』・『第2・第3の柱となる事業を構築』・『社員エンゲージメントの更なる向上』を基本方針とする新中期経営計画“iNnovate on 2023 go beyond!”の策定を進めております。引き続き、当社の経営理念である“最高の品質創り”をお客さまに提供し続ける企業へと成長するとともに、働く社員が幸福感を体感できるような会社の風土を作り、“夢の実現と更なるステップへ”飛躍してまいります。



2020年度の重点取り組み事項

□最高の品質と高い生産性の実現

- 高砂の叡智である設計機能の集約化
- 施工現場の生産性向上および生産システムの変革（デジタルトランスフォーメーションによる事業の高度化を実現する）

□All Takasago 体制による国際事業の強化

- 安定経営に向けた管理機能の抜本的見直しと将来の海外における事業領域の拡大を推進する

□環境クリエイターへの変革に向けた研究開発

- 新研究開発拠点（高砂熱学イノベーションセンター）を起点に、将来的に価値のある環境技術を生み出し、環境クリエイターへの成長を目指す

□事業領域の拡大

- 将来の高砂熱学グループを支える新たな事業と中長期的な企業価値向上に資するフロンティアビジネスの創出に向けて取り組む

□エンゲージメントの更なる向上

- 外部・内部環境の諸問題を解決し、これまでの100年を超える企業に成長し、高砂熱学グループで働く社員のエンゲージメントを更に高める

□経営管理の高度化と管理業務の効率化

- 高砂熱学グループの経営基盤の強化を推進する

投資・財務戦略

成長に向けた投資として、2019年度までにM＆A、グローバル化の加速、情報処理プラットフォーム等のＩＴ基盤強化、新事業の創造推進、経営基盤強化といった5つのテーマに対して、投資を行ってまいりました。

2020年度から始まる新中期経営計画におきましても、事業の生産性向上およびグループの更なる成長に向けて計画的に投資を検討してまいります。また、財務戦略につきましては、健全性を維持しつつ成長に向けた投資を実践し、資本効率の向上を引き続き図ってまいります。

株主還元

当社は、これまで株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付け、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針として、連結配当性向３０％を配当の基準とし、かつ連結純資産配当率（ＤＯＥ）２％を下限に配当を実施してまいりました。また、当社は配当と自己株式の取得を合わせた総還元の考えを有しており、大型の資金需要がない場合等は、自己株式取得等を含めた総還元性向を意識して、株主還元を推進してまいりましたが、今後におきましては、新型コロナウイルス感染拡大が当社グループの事業に及ぼす影響等も踏まえ、想定されるリスクを慎重に考慮した上で、株主還元を推進してまいります。

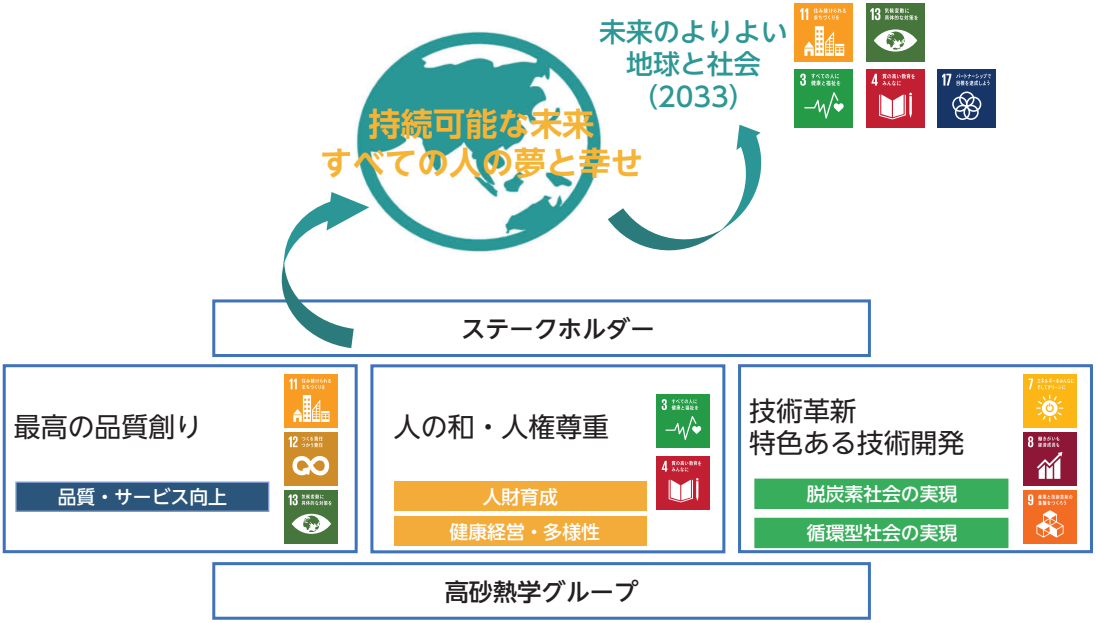
持続可能な社会の実現に向けて

当社グループは、お客さま、株主・投資家の皆さま、ビジネスパートナーの皆さま、そして、地球で暮らす全ての皆さまの生活がより豊かに持続的に発展していく世界の実現に向けて努めてまいります。

私たちの未来にご期待いただくとともに、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

当社が目指す取組方針

- 最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に貢献する事を目指し、高砂熱学グループが有する技術・サービスの活用により持続性ある社会創造に貢献する
- 「産業と技術革新の基盤」を意識し、全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発して、地球規模の環境課題に取り組む
- 人財育成と人間尊重を基本として人の和と品性の高揚に向けて、持続可能な社会に貢献する多様な人財を育成し、健康で安心して働ける企業風土を作る



7. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主な事業
設備工事事業	空調設備の技術を核とした一般設備と産業設備の設計・施工、保守等
設備機器の製造・販売事業	空調機器等の設計・製造・販売
その他	不動産の売買・賃貸、保険代理店等

8. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

会社名	主要な事業所	
当社	本社・東京本店・エンジニアリング事業部・国際事業部（東京都）	
	横浜支店（神奈川県）	大阪支店（大阪府）
	関信越支店（埼玉県）	名古屋支店（愛知県）
	東北支店（宮城県）	九州支店（福岡県）
	札幌支店（北海道）	広島支店（広島県）

子会社については、29頁の「10. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
設備工事事業	5,563	33名減
設備機器の製造・販売事業	292	9名増
その他	44	11名増
合　計	5,899	13名減

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,064	13名増	42.0	16.1

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
高砂丸誠エンジニアリングサービス㈱	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程（中国）有限公司	50,367千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム･ユーティリティ･空調・電気・衛生・消火設備工事のコンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業（香港）有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・電気設備工事および建築工事の設計・施工ならびに機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・クリーンルームおよび建築工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.	1,000千マレーシアリンギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の設計・施工
タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の設計・施工ならびに機器・材料の仲介
インテグレーテッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.	51百万インドルピー	57.0	製薬会社や病院等のクリーンルーム向け関連機器・内装材の製造・販売・取付
日本ピーマック㈱	390百万円	100.0	空調機器等の設計･製造・販売
㈱清田工業	50百万円	51.0	空調・衛生工事の調査・設計･管理・施工
日本開発興産㈱	50百万円	100.0	不動産の売買･賃貸、保険代理店等

（注）1. 連結子会社は、上記に高砂丸誠エンジニアリングサービス㈱ の完全子会社である㈱丸誠サービス、TTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.およびタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.を加えた15社であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.およびタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。
なお、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.については、当社は、その株主（出資比率100分の70）であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 当連結会計年度において、タイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.を設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. 2020年４月１日付で高砂丸誠エンジニアリングサービス㈱はTMES㈱へ社名を変更しております。
5. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

11. 主要な借入先および借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
㈱三菱UFJ銀行	2,525
㈱みずほ銀行	1,569
㈱三井住友銀行	1,264

（注）借入先には当該借入先の関係会社を含めております。

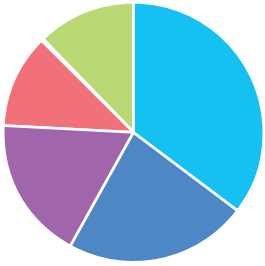
Ⅱ．株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1．発行可能株式総数 **200,000,000株**

2．発行済株式の総数 **70,230,797株**
（自己株式　9,534,971株を除く）

3．株主数 **5,849名**
（前事業年度末比　244名増）

株式の所有者別分布状況（ご参考）



金融機関	35.52%
個人その他	22.56%
国内法人	17.96%
外国人	11.67%
証券会社	0.32%
自己株式	11.95%

（注）持株比率は、小数点第３位を切り捨てているため、100％になっておりません。

4．上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本生命保険(相)	4,560	6.49
第一生命保険(株)	4,231	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	3,561	5.07
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	3,354	4.77
高砂熱学従業員持株会	3,247	4.62
高砂共栄会	2,627	3.74
(株)三菱UFJ銀行	1,892	2.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,366	1.94
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,307	1.86
(株)みずほ銀行	1,210	1.72

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式（9,534千株）を控除して計算しております。
3．持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4．自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（504,698株）は含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

（役員報酬ＢＩＰ信託）

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）、当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）を導入しております。

2020年3月31日現在において、役員報酬ＢＩＰ信託の所有する当社株式は、504,698株であります。

（自己株式の取得）

2019年8月9日の当社取締役会決議により自己株式を取得しました。

①	取得した株式の種類および数	普通株式　2,197,000株
②	取得期間	2019年8月19日から2020年2月29日
③	株式取得価額の総額	3,999,888,900円

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
大内　　厚	代表取締役会長 社長執行役員	—
高原　長一	代表取締役 専務執行役員 事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 事業開発部担当 兼 不動産開発部担当 兼 海外関係会社担当	—
原　　芳幸	取締役 常務執行役員 経営戦略本部管掌 兼 コーポレート本部管掌 兼 財務戦略担当　兼 国内関係会社担当	—
山分　弘史	取締役 常務執行役員 事業革新本部長 兼 技術担当 兼 事業創生推進部担当	—
小島　和人	取締役 執行役員 経営戦略本部長	
神谷　忠史	取締役 執行役員 事業統括本部副本部長 兼 働き方改革担当	
横手　敏一	取締役 執行役員 コーポレート本部長 兼 コンプライアンス担当	
松永　和夫 社外 独立	取締役	ソニー株式会社社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役会長
薮中 三十二 社外 独立	取締役	三菱電機株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外取締役
藤村　　潔 社外 独立	取締役	—
関　　葉子 社外 独立	取締役	大樹生命保険株式会社社外監査役 イオンリート投資法人監督役員
近藤　邦弘	常勤監査役	—
山本　幸利	常勤監査役	—
伊藤　鉄男 社外 独立	監査役	ユニゾホールディングス株式会社 社外監査役 旭化成株式会社社外監査役 石油資源開発株式会社社外取締役 西村あさひ法律事務所オブカウンセル
瀬山　雅博 社外 独立	監査役	—
藤原 万喜夫 社外 独立	監査役	—

（注）1. 取締役の松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏、監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 取締役の薮中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
6. 取締役の藤村潔氏は三菱商事㈱の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
7. 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業㈱（現 パナソニック㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は1.09％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
8. 監査役の藤原万喜夫氏は東京電力㈱（現 東京電力ホールディングス㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
9. 当事業年度中の新任取締役
小島和人氏、神谷忠史氏、横手敏一氏および関葉子氏は、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
10. 当事業年度中の退任取締役
松浦卓也氏および田渕潤氏は、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
11. 当事業年度中の担当の変動
2019年6月26日開催の取締役会の決議をもって、2019年7月1日付で、取締役の原芳幸氏の担当に財務戦略担当が追加されました。
12. 監査役の近藤邦弘氏は、㈱みずほ銀行における長年の勤務経験を有しており、財務および会計に関する豊富な経験と知見を有しております。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額			摘 要
			基本報酬（百万円）	賞与（百万円）	株式報酬（百万円）	
取締役（社外取締役を除く）	9	348	225	60	62	第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円（1事業年度）
社外取締役	4	45	45	-	-	
監査役（社外監査役を除く）	2	53	53	-	-	第138回定時株主総会決議による監査役の報酬限度額120百万円（1事業年度）
社外監査役	3	47	47	-	-	
合 計	18	493	371	60	62	

（注）1. 上記の取締役および監査役の支給人数には、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）2名を含んでおります。
2. 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。
3. 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。

3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する独立性・客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当委員会の過半数は社外取締役で構成することとしており、本報告書提出時点において、指名報酬委員会は６名の委員により構成され、そのうち４名が社外取締役となっております。

当社の取締役の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針を決議しております。

取締役の報酬構成は、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度とし、当該方針を考慮した構成割合に設定しております。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および信託型株式報酬制度はございません。

基本報酬は、各取締役の役位に応じて決定される固定報酬としております。

賞与については、2019年4月1日より、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前年度の業績（株主との業績共有の観点から親会社株主に帰属する当期純利益および収益性の観点から連結売上高当期純利益率ならびにグループの持続的成長の観点から連結売上高）および役員個人の定性評価（個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス）に応じて、役位別の基準額に対して50%～150%の範囲で変動する仕組みといたしました。

なお、当事業年度に係る賞与の個人別支給額は、各取締役の業績や職務、貢献度を総合的に勘案して決定しております。

また、信託型株式報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としており、役位に応じて毎年ポイントが付与され、退任時に累計ポイント相当の当社株式が交付されます。執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度により構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

なお、各取締役（社外取締役を除く。）および執行役員は、役員持株会を通じて、任意拠出により、当社株式の取得に努めております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および信託型株式報酬制度等の株式関連報酬はございません。

4. 社外役員に関する事項

⑴重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

32頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項　1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

⑵当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永　和夫	取締役会：　13回中11回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	薮中　三十二	取締役会：　13回中12回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	藤村　潔	取締役会：　13回中13回	三菱商事株式会社の取締役およびCIOにおける豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	関　葉子	取締役会：　10回中 9回	主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
監査役	伊藤　鉄男	取締役会：　13回中11回 監査役会：　13回中12回	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	瀬山　雅博	取締役会：　13回中13回 監査役会：　13回中13回	松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	藤原 万喜夫	取締役会：　13回中13回 監査役会　13回中13回	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役および監査役等における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

（注）関葉子氏は、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。

⑶責任限定契約に関する事項

当社は、業務執行を行わない取締役およびすべての監査役について、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けており、現在の社外取締役4名および社外監査役3名との間で責任限定契約を締結しております。

当社が締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

（注）1．当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2．上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行時のコンフォートレター作成業務および新基幹システムに関わる内部統制事前評価業務等を委託し対価を支払っております。

当社および当社の重要な連結子会社のうち、高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社および日本ピーマック株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査に関する合意された手続業務等を委託し対価を支払っております。

5．重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd. 、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレーテッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議し、その後、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。現在の当社における「業務の適正を確保するための体制」についての決議の概要は、以下のとおりであります。

体制の概要	当期における運用状況の概要
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
① コンプライアンス担当役員を任命するとともに、推進部署であるコンプライアンス室を設置し、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはコンプライアンス・プログラムを設定し、これらをコンプライアンス委員会にてＰＤＣＡ管理するなど、コンプライアンスの実践・向上に期する体制確保に努めます。	コンプライアンス委員会を５回開催し、企業倫理の徹底を図るとともに、コンプライアンス室からのコンプライアンスに関する情報の発信、相談・通報窓口の周知を図るなど、コンプライアンス体制を整備し、推進しております。
② 当社グループの役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、かかる役職員全員に配付し、また、取締役および使用人の各層、各業務に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図ります。	グループ行動指針を小冊子にまとめ、役職員に配付して各人・各職場で周知と活用に努めるほか、ｅラーニングや支店巡回などによる各種の研修・指導においても、グループ行動指針の個々のテーマに関連付けて説明するなど、その浸透・定着に努めております。 特に、独占禁止法違反の再発防止に関しましては、全役職員を対象としたｅラーニングによる研修を実施し、グループ行動指針と併せて再発防止策の徹底および風化・形骸化防止を図っております。このほか、内部通報制度を継続的に周知し利用促進を図るなど、日常業務におけるＰＤＣＡ活動によるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。
③ 当社外の分野での豊富な経験や識見を有する社外取締役を選任し、業務執行に対する多様な視点からの指導・監督を強化いたします。	13回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場から当社の経営に有用な指摘、意見を述べるなど、引き続き、経営の監督とチェック機能の強化に努めております。

体制の概要		当期における運用状況の概要
2.	取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
	取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行います。 また、情報セキュリティ基本方針を定め、これを周知して、情報漏洩防止の徹底に努めます。	取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報につきまして、文書または電磁的媒体に記録するとともに、保存および管理を行っております。 また、情報セキュリティ方針を周知するとともに、情報管理規則を制定する等情報漏洩対策の徹底に取り組んでおります。
3.	損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
	① リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するため、管理・営業・技術部門を含む部門横断的なリスク管理委員会を設置し、主要関係会社を含めたリスクの洗い出し・評価と重要なリスクへの対策を行うことを通じて、未然防止およびリスク縮減活動を推進しております。	リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク管理委員会を５回開催し、リスクの洗い出しを行った上で、リスク度に応じ対象となるリスクの低減策に関しＰＤＣＡ管理を行い、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備・運営しております。
	② 危機管理規程を定め、重大なリスクが顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。	危機管理規程を定め、不測の事態においても的確に対応できる体制を整備・運営しております。
	③ 大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。	実効的な訓練の実施を通じた定期的な事業継続計画(BCP)の見直しを行い、震災等への対応力の強化を図っております。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、対策本部を設置し、各支店と綿密に連携し、BCP対応を実施しております。
	④ 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、前述のリスク洗い出し・評価において、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。	機能別リスクについては、対応する部門を定めるとともに、定期的に経営への影響度や発生の可能性を評価し、適宜、予防方法および対処方法を図るなど、適切なリスク管理体制に努めております。
4.	取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
	① 取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。	取締役会の運営体制の見直しの一環として、金額的に軽微な財産または譲受など一定程度の事項について委任された経営会議で、常勤監査役も参加の上､迅速かつ効率的な執行を展開するとともに、重要な案件については、適宜、取締役会に報告しております｡本年度も経営会議への委任事項の範囲を拡大するとともに、経営の監督機能を充実するなど、監督と執行をバランスよく発展させ、迅速かつ効率的な経営を推進しております。
	② 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備し、適宜見直しを行います。	社内組織の変更、業務分掌規程および職務権限規程などの各種規程、決裁基準等は、都度見直して改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。

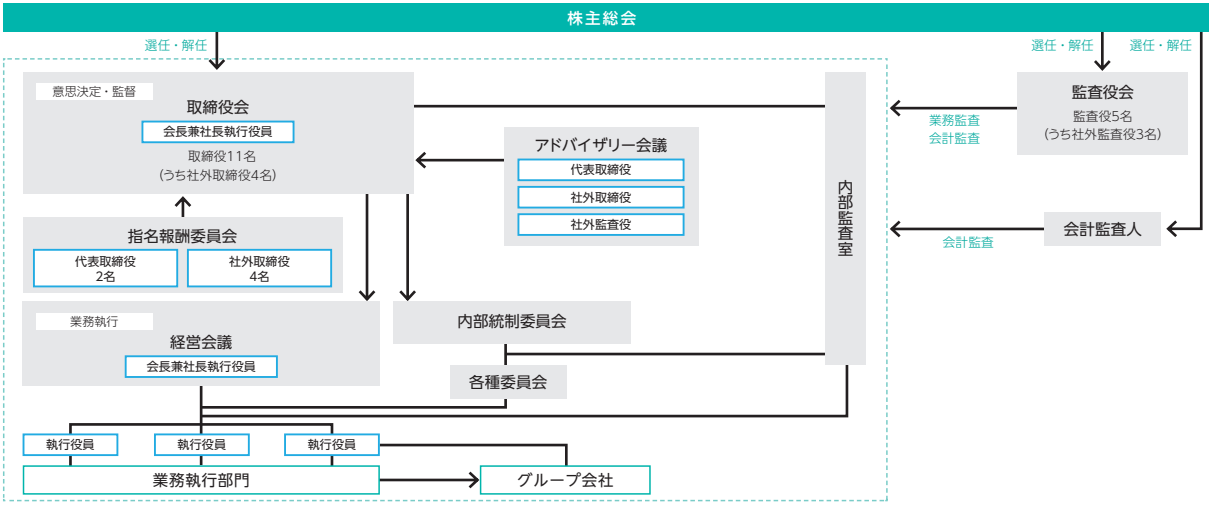
体制の概要		当期における運用状況の概要
5.	当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制	
	① 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、当社内に経営管理の所管部を置き、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しております。 すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めております。 さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めております。	当社の国内グループ会社社長が出席するグループ経営会議を３回開催し、当会議を通じ、適宜、グループ会社および当社国内グループ事業統括部から報告を受けております。国際事業については、海外グループ会社社長が出席する海外グループ会社社長会議を4回開催するとともに、適宜、海外グループ会社および当社国際事業部から報告を受けております。 特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規程その他関連規程に基づいて承認を受けることとしております。
	② 当社と基本的な考え方を共有するため、基本的な行動基準を定めたグループ行動指針を定めるほか、子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を適切に運用しております。	各言語別のグループ企業倫理綱領を作成し社員に配付する等、グループ役職員の基本的な行動指針（規程）を国内外子会社にも展開し、当社（親会社）同様の周知・普及に努めております。また、定期的にリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会で子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。
	③ 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。	内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正確保に努めております。
	④ 監査役は、子会社に対し、業務執行状況を定期的に監査します。	監査役は、子会社に対する実地監査を実施し、重要書類の確認、主要な役職員から業務執行状況のヒアリングを行っております。 また、国内グループ監査役会にて、グループ会社監査役から、監査方針、監査実績等について報告を受け、状況を把握しております。
	⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。	内部監査室は、経理財務部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。

体制の概要	当期における運用状況の概要
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
業務執行機能から独立した専任の使用人で構成した監査役室を設置し、監査役の職務における補助機能を果たします。また、監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとします。 このため、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社運用ルールに則って運営します。	監査役室を設置し監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行しております。なお、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社ルールに則って運営しております。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制	
取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制とします。 また、取締役会ほか重要な会議への監査役の出席権限を確保し、日頃より監査役が執行状況を把握しやすいような体制をとります。	監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社における著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備・運用しております。
8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	
監査役監査環境整備規程にて、前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう明確化します。	監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。
9. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項	
監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。 また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保します。	監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払い、また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しております。

体制の概要		当期における運用状況の概要
10.	その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
	① 監査役会は、社外監査役にて、その過半を確保します。	監査役は５名で、うち３名は社外監査役であり、過半を確保しております。
	② 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会・経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事務所の往査を実施します。 また、監査役は、代表取締役社長と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図ります。	監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。 また、代表取締役と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。
	③ 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。	監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。
11.	反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況	
	反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。	グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、周知を徹底しております。 また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備・運用しております。

コーポレート・ガバナンス体制図（ご参考）

（2020年3月31日現在）



Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、創業以来、「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成」という経営理念に基づき、一般空調、工場空調、地域冷暖房施設、原子力関連の空調設備、除湿設備など 「熱と空気に関するエンジニアリング」を中心とした建築設備工事業を営んでおり、これらについて、独自の技術によって安全かつ高品質なサービスを提供し続けることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

そして、当社の企業価値の源泉は、①高い技術力・開発力を持つ個々の社員と個々の社員の能力に基づく最先端かつ独創的な技術力・開発力、②空調・熱源設備の施工業者として蓄積してきたノウハウや実績、③長年にわたり培ってきた事業会社などの顧客や高い施工能力を有する協力会社との信頼関係、および④顧客重視・現場重視の企業文化および健全な財務体質を継続的に維持することによる優良な顧客の開拓・維持などにあります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

（基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要）

当社は、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、2014年2月、2023年の創立100周年に向けた長期経営構想「GReeN PR!DE 100」を策定し、「ビルライフサイクルをフルカバーするワンストップサービスシステムの構築」「既存グローバル市場の攻略深化と新市場への進出・展開」「熱・エネルギーに関わる新たな事業領域・ストックビジネスへの進出」「高砂ドメインの技術に派生する新規事業の開発、起業」を成長戦略としております。2017年4月からの3か年は「成長に向けた変革の断行」をスローガンとする中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」を策定し、「利益重視の徹底」「グループ総合力の発揮」の基本方針に基づき、引き続き長期経営構想の実現に向かって取り組んでまいりました。詳細につきましては、本事業報告「Ⅰ．企業集団の現況に関する事項　1．事業の経過およびその成果」（19頁から20頁）に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスにつきましては、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である取締役および執行役員が機動的な業務執行を行うこと、また、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことにより経営の透明性を高めております。

具体的には、取締役会の監督機能を強化すべく取締役11名のうち4名を、独立性を有する社外取締役とし、また、監査機能を強化すべく監査役5名のうち3名を、独立性を有する社外監査役としております。

2015年4月1日以降、会社法および関連法務省令の改正ならびにコーポレートガバナンス・コードの適用等を踏まえ、経営体制の整備、強化に取り組んでおります。更なる迅速かつ機動的な経営を行うとともに経営監督機能を強化するため、金額的に軽微な一定程度の事項については経営会議に委任しております。併せて、企業集団を横断した内部統制システムの充実強化を目的に、内部統制委員会を設置しております。また、当社は、任意の委員会として指名報酬委員会を設置しております。当該委員会は、客観性・透明性を高めるため委員の過半数となる４名が社外取締役で構成されており、委員会での審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役候補の指名、取締役の報酬等の決定、ならびに子会社の役員等の候補の指名を行っております。詳細につきましては、本事業報告「Ⅳ．会社役員に関する事項　３．各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項」（34頁）に記載のとおりであります。取締役および監査役につきましては、弁護士等の社外専門家によるコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス等に関する研修、ならびに新任取締役候補および新任監査役候補は就任前に法令等に関する研修をそれぞれ受講するなど、研鑽に努めております。また、各取締役は、自己評価を行うとともに、代表取締役は、社外取締役および社外監査役で構成されるアドバイザリー会議において、直接、当該自己評価内容に関する指摘、意見を受けた後、取締役会全体の実効性について分析および評価を行っております。さらに、代表取締役および取締役は、機関投資家および個人投資家を対象に、決算・中期経営計画や会社に関する説明会等を通じて株主との建設的な対話に努めております。このほか、株主の視点に立ち、株主総会における権利行使にかかる適切な環境整備に取り組んでおります。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記２．に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針の実現に資するものです。従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
資産の部	
流動資産	**197,363**
現金預金	39,268
受取手形・完成工事未収入金等	138,499
電子記録債権	8,456
未成工事支出金等	4,599
その他	6,765
貸倒引当金	△225
固定資産	**68,285**
有形固定資産	**22,737**
建物・構築物	11,052
機械・運搬具	648
工具器具・備品	1,742
土地	8,810
建設仮勘定	27
使用権資産	456
無形固定資産	**3,779**
のれん	2,080
その他	1,698
投資その他の資産	**41,768**
投資有価証券	32,348
長期貸付金	1,898
退職給付に係る資産	2,225
繰延税金資産	1,036
差入保証金	3,154
保険積立金	1,818
その他	766
貸倒引当金	△1,479
資産合計	**265,649**

	当連結会計年度
負債の部	
流動負債	**121,411**
支払手形・工事未払金等	61,921
電子記録債務	21,393
短期借入金	6,194
未払金	5,313
未払法人税等	2,664
未成工事受入金	5,049
賞与引当金	4,886
役員賞与引当金	109
完成工事補償引当金	1,074
工事損失引当金	2,778
その他	10,025
固定負債	**18,375**
社債	15,000
長期未払金	65
退職給付に係る負債	1,188
株式給付引当金	517
役員退職慰労引当金	112
繰延税金負債	263
その他	1,227
負債合計	**139,787**
純資産の部	
株主資本	**116,570**
資本金	**13,134**
資本剰余金	**12,730**
利益剰余金	**104,065**
自己株式	**△13,360**
その他の包括利益累計額	**5,521**
その他有価証券評価差額金	**7,194**
為替換算調整勘定	**△1,077**
退職給付に係る調整累計額	**△595**
非支配株主持分	**3,770**
純資産合計	**125,861**
負債純資産合計	**265,649**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	**320,893**
売上原価	**277,517**
売上総利益	**43,376**
販売費及び一般管理費	**25,476**
営業利益	**17,900**
営業外収益	**2,315**
受取利息及び配当金	975
持分法による投資利益	203
不動産賃貸料	706
その他	429
営業外費用	**928**
支払利息	275
貸倒引当金繰入額	9
不動産賃貸費用	414
為替差損	28
その他	201
経常利益	**19,286**
特別利益	**1,159**
固定資産売却益	15
投資有価証券売却益	1,142
その他	1
特別損失	**1,420**
固定資産除却損	11
固定資産売却損	23
減損損失	388
投資有価証券評価損	945
その他	52
税金等調整前当期純利益	**19,025**
法人税、住民税及び事業税	6,323
法人税等調整額	△571
当期純利益	**13,272**
非支配株主に帰属する当期純利益	41
親会社株主に帰属する当期純利益	**13,231**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当事業年度
資産の部	
流動資産	**157,573**
現金預金	26,246
受取手形	1,353
電子記録債権	7,660
完成工事未収入金	115,518
未成工事支出金等	2,859
未収入金	1,557
立替金	1,372
その他	1,131
貸倒引当金	△127
固定資産	**70,710**
有形固定資産	**18,571**
建物・構築物	9,828
機械・運搬具	109
工具器具・備品	1,355
土地	7,278
無形固定資産	**1,345**
投資その他の資産	**50,792**
投資有価証券	26,130
関係会社株式	15,942
長期貸付金	2,606
破産更生債権等	45
長期前払費用	211
前払年金費用	3,023
差入保証金	2,332
保険積立金	1,660
その他	239
貸倒引当金	△1,399
資産合計	**228,283**

	当事業年度
負債の部	
流動負債	**101,751**
支払手形	5,360
電子記録債務	21,568
工事未払金	48,065
短期借入金	1,950
未払金	4,619
未払費用	203
未払法人税等	2,041
未成工事受入金	3,056
預り金	7,336
賞与引当金	3,982
役員賞与引当金	60
完成工事補償引当金	745
工事損失引当金	2,728
その他	32
固定負債	**16,391**
社債	15,000
長期未払金	27
株式給付引当金	434
繰延税金負債	392
その他	537
負債合計	**118,142**
純資産の部	
株主資本	**102,975**
資本金	**13,134**
資本剰余金	**12,853**
資本準備金	12,853
利益剰余金	**90,174**
利益準備金	3,283
その他利益剰余金	86,890
配当平均積立金	656
退職給与積立金	940
別途積立金	42,878
繰越利益剰余金	42,415
自己株式	**△13,187**
評価・換算差額等	**7,165**
その他有価証券評価差額金	7,165
純資産合計	**110,140**
負債純資産合計	**228,283**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当事業年度
完成工事高	**242,951**
完成工事原価	**211,374**
完成工事総利益	**31,576**
販売費及び一般管理費	**16,698**
営業利益	**14,878**
営業外収益	**3,003**
受取利息及び配当金	1,948
受取保険金・保険配当金	187
不動産賃貸料	706
その他	160
営業外費用	**713**
支払利息	72
不動産賃貸費用	414
その他	225
経常利益	**17,169**
特別利益	**1,158**
固定資産売却益	15
投資有価証券売却益	1,142
特別損失	**1,408**
固定資産除却損	8
固定資産売却損	14
減損損失	388
投資有価証券評価損	945
投資有価証券売却損	45
その他	7
税引前当期純利益	**16,918**
法人税、住民税及び事業税	5,129
法人税等調整額	△489
当期純利益	**12,278**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
　取締役会　御中

2020年6月5日

有限責任　あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金塚　厚樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村　純一　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
　取締役会　御中

2020年5月20日

有限責任　あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金塚　厚樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村　純一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
   ⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   ⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
      ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
      ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
      ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
      ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果
   ⑴ 事業報告等の監査結果
      ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
      ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
      ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
      ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
   ⑵ 連結計算書類の監査結果
      会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   ⑶ 計算書類及びその附属明細書の監査結果
      会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月11日

高砂熱学工業株式会社　監査役会

常勤監査役	近藤　邦弘	㊞
常勤監査役	山本　幸利	㊞
社外監査役	伊藤　鉄男	㊞
社外監査役	瀬山　雅博	㊞
社外監査役	藤原　万喜夫	㊞

以上

メモ欄

メモ欄

定時株主総会　会場ご案内図

日時 2020年6月29日(月曜日)午前10時
(受付開始　午前9時)

場所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社　会議室





新宿イーストサイドスクエア
11階（EAST側）

都営大江戸線
東京メトロ副都心線
「東新宿」駅
A3 出口直結

高砂熱学工業
Takasago Thermal Engineering

〒160-0022　東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) https://www.tte-net.com

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK